

大和市一般職の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第22号

大和市一般職の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の初任給調整手当に関する規則（平成19年大和市規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表支給額の欄を次のように改める。

支給額
153,900円
152,200円
150,600円
148,900円
147,300円
145,600円
138,700円
131,700円
125,000円
118,000円
111,200円
102,400円
93,800円
85,200円
76,400円
67,400円

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。